〇鹿児島県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例

令和3年3月12日

条例第4号

鹿児島県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例をここに公布する。

鹿児島県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例

(設置)

第1条 県が国から交付を受けるホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策交付金により、東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の開催に関し、ホストタウン及び事前キャンプ地において選手等を受け入れるに際しての新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)に係る対策に要する経費の財源に充てるため、鹿児島県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、県が国から交付を受けるホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策交付金の額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(繰替運用)

第4条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を 定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)に 計上して、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

- 第6条 基金は,第1条に規定する基金の設置の目的を達成するため知事が必要と認める事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。 (委任)
- 第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、令和4年3月31日までを実施期間とする事業の事業費の精算が完了した日 (同日前に全ての事業の事業費の精算が完了した場合には、その完了した日)限り、その 効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上 し、国庫に納付するものとする。